各県立学校長 様

(県)教育長 (公印省略)

9月1日以降の県立学校の授業等について(通知)

このことについて、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加していることから、県立学校の授業等については、当面の間、下記のとおりとします。

ついては、貴校児童生徒、保護者及び教職員に周知するとともに、適切に対応願います。なお、今後の感染状況によって、対応を変更する場合があります。

記

【分散登校等について】

- 1 高等学校及び中学校は、1日当たりの登校生徒が全校生徒の半分程度となるように隔日ごとの分散登校とし、さらに、1教室内の生徒数は20人以下となるようにする。
- 2 家庭学習を課している生徒は、指導計画等に基づき、オンラインを活用した学習を行う。
- 3 特別支援学校は、分散登校をせず、感染症対策を十分に行った上で、通常授業とする。

【部活動について】

- 1 県内外の学校との練習試合や合同練習等は禁止とする。(令和3年8月28日から)
- 2 校内での活動については、基本的な感染防止対策を十分に講じた上で、「新型コロナウイルス感染症対策に係る和歌山県高等学校部活動ガイドライン」に沿って実施すること。